

神戸市に申請する場合の建築確認等の申請手数料について

■ 建築確認・（中間・完了）検査の申請手数料

（単位：円）

規模等	建築確認申請 手数料	中間検査 手数料	完了検査		
			中間検査 不要の場合 の手数料	中間検査 経由の場合 の手数料	
建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	19,000	20,000	22,000	21,000
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000	27,000	30,000	29,000
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	47,000	31,000	36,000	35,000
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	60,000	40,000	(※) 45,000	(※) 44,000
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	90,000	58,000	(※) 65,000	(※) 63,000
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	120,000	76,000	(※) 88,000	(※) 85,000
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	280,000	170,000	(※) 190,000	(※) 180,000
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	440,000	260,000	(※) 300,000	(※) 290,000
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	800,000	510,000	(※) 590,000	(※) 570,000
建築設備	小荷物専用昇降機	10,000	/	18,000	/
	小荷物専用昇降機以外のもの	17,000		24,000	
工作物	16,000	20,000			

★建築確認後の計画変更、移転・大規模の修繕または模様替・用途変更（用途変更は確認のみ）の申請手数料は次のとおりです。

・建築物 … 当該部分の床面積の二分の一に相当する区分の手数料。

（例：確認後の計画変更部分が150平方メートル ⇒ $150 \times 1/2 = 75$ 平方メートル ⇒ 手数料 31,000円）

・建築設備

小荷物専用昇降機 … 6,000円

その他の建築設備 … 10,000円

・工作物 … 10,000円

★中間検査申請に際して、対象となる床面積の算定方法については、建築安全課建築安全係（窓口⑩番）までお問い合わせください。

★（※）は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合判定に係る建築物の完了検査手数料が加算されますのでご注意ください。（加算額については建築物省エネ法に基づく適合性判定等に係る手数料表を参考にしてください。）ただし、床面積の合計が300平方メートル以上のものに限る。

■ 主な許可・認定等の申請手数料

(単位：円)

種別等	根拠条項	手数料
仮使用の認定	法第7条の6	120,000
許可	敷地等と道路との関係（接道）	33,000
	公益上必要な建築物の道路内の建築制限	
	建ぺい率	
	建ぺい率（公園等の内にある建築物）	
	用途地域等	180,000
	仮設建築物（3月以内）	60,000
	仮設建築物（3月を超え1年以内）	120,000
	仮設建築物（1年を超えるもの）	160,000
	日影による中高層の建築物の高さの制限	160,000
	公共用歩廊等の道路内の建築制限	
認定	一団地	$78,000 + 28,000 \times (n - 2)$
	連担設計	$78,000 + 28,000 \times (n' - 1)$
	一団地区域内の別建物	
	一団地などの認定取消し	$6,400 + 12,000 \times m$
	全体計画認定（増築等を含む工事）	27,000
	全体計画認定（用途の変更に伴う工事）	27,000
	敷地等と道路との関係（接道）	27,000
道路位置指定		50,000

※ n は建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地の数

※ n' は建築物の数（なお、法第86条第2項の既存建築物、法第86条の2第1項の同一敷地内建物を除く棟数）

※ m は現存建築物の数

※ 上記以外の許可、認定に係る手数料については、神戸市手数料条例を参照してください。